

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、実際の災害廃棄物処理の現場である市区町村において課題とされることが多い、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の選定、連携協力などに関する「事前の備え」の現状を明らかにするとともに、災害からの早期の復旧の鍵となる災害廃棄物対策に関する課題を整理し、地方公共団体に対する効果的な支援を環境省に求めたものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

環境省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（13）、市町村（70）、関係事業者等（31）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

4 実施時期

令和3年1月～4年2月